

2014.5.27 NO, 659

日本共産党 磯城郡議員団だより

芝 和也 Eメール info@k-shiba.jp
 川西町結崎862-7 0745-43-2415
 吉田 容工 Eメール katunori_yosida@ybb.ne.jp
 田原本町大木113-5 090-5257-4446
 森 良子 Eメール qfndg008@ybb.ne.jp
 田原本町鍵281-1 0744-33-8570
 (事務局) 池田年夫 Eメール uvkk87386@zeus.eonet.ne.jp
 三宅町屏風440-5 0745-43-2661

安保法制懇談事録は全面非公開

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認などを提言（15日）した安倍晋三首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の議事録について、政府は24日までに全面非公開とすることを決定しました。首相に近い元官僚や学者らを集めた「お友達懇談会」に安全保障政策の大転換を提言させながら、議論の実態を国民に明かさないのは、政府の説明責任の点でも重大な問題です。

本紙の情報公開請求に対し、安保法制懇の事務局を務めた国家安全保障局は議事録を全面「不開示」としました。その理由について、「率直な意見交換が損なわれる」「特定の委員が名指しで批判される」などとしています。

担当者は取材に対し、議事録の作成は「政府内部の検討に資するため」であり、今後も開示しない方針を明らかにしました。

官邸ホームページ上には、安保法制懇の配布資料や議事要旨が公開されています。しかし議事要旨では、発言者名と全ての発言内容が記された議事録と異なり、出席者の発言が簡略化されるなど政府側の編集が加えられています。そもそも同懇談会は、集団的自衛権行使の容認論者だけを集めて構成されており、法的な設置根拠もない首相の私的機関です。政府が議事録を作成しながら全面非公開とする背景には、結論ありきの

解釈改憲議論隠す 本紙請求に政府

・結論ありきコソコソと
日弁連憲法問題対策本部

事務局の井上正信弁護士

議論を隠す狙いがあるとみられます。

私的懇談会でありながら、国のかたちを大きく変える議論が安保法制懇で行われたことは間違いないません。

憲法の解釈を変えなければならぬのか。明文改憲ではなぜダメなのか。これらが必要性（立法事実）についてどんな議論がされたのか、公開資料からは全く分かりません。議事要旨からかがえるのは、結論ありきで緊張感のソコソ隠れて改憲を進めているのも当然です。「特定の委員が批判される」というなら、名前だけ伏せればいい話で、非公開の理由にはなりません。議事録は公開し、国民的議論に付すべきです。

2014年5月25日(日)

大飯再稼働差し止め 原発は人格権侵害 福井地裁 福島事故後初

福井県内外の住民189人が関西電力大飯原発3、4号機（同県おおい町）の再稼働差し止めを求めた訴訟で、福井地裁（樋口英明裁判長）は21日、2基について「運転してはならない」と言い渡しました。2011年の東京電力福島第1原発事故後、原発の運転差し止めを命じた判決は初めて。

樋口裁判長は、人の生命を基礎とする人格権をもつとも重視し、「これを超える価値を他に見いだすことはできない」と強調。そのうえで、住民らの人格権と電力の安定供給やコストの問題をてんびんにかけた関電側の議論を厳しく退け、「国富の喪失」とは運転停止による貿易赤字ではなく、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していること」を失うことをだと強調しました。

また、原子力発電技術がもたらす危険性と被害の大きさは福島事故で自明とし、同事故を受け、同様の事故の具体的な危険性が万が一にもあるかの判断を避けることは、「裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」としました。

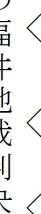
判決では、地下深くで起こる地震現象について、「仮説や推測に依拠せざるを得ない」「正確な（地震の）記録は近時のものに限られる」などと指摘。この10年足らずにも原発が想定を超える地震動に襲われた事例が5ケースある事実を重視

し、「自然の前における人間の能力の限界を示すもの」として、大飯原発の想定も不十分としました。また、冷却機能喪失の危険性、使用済み核燃料プールの脆弱性などを指摘。大飯原発から250キロ圏内の住民は、運転によって人格権が侵害される具体的な危険があると述べています。

原発の運転差し止め訴訟で住民側が勝訴したのは、金沢地裁が06年、運転中だった北陸電力志賀原発2号機（石川県志賀町）の差し止めを命じて以来。

全原発の再稼働断念を
笠井氏が談話

日本共産党の笠井亮・原発・エネルギー問題対策委員会責任者（衆院議員）は、福井地裁判決について、次の談話を発表しました。



本日の福井地裁判決は、東京電力・福島第1原発事故後はじめて、原発の運転再開を認めない判断を下した画期的なものです。

判決は、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす」という認識にたつて、「国民の生存を基礎とする人格権」の立場から原発の本質的な危険性を指摘し、福島事故と3年後の深刻な現実を踏まえ、関西電力の主張を論破して、大飯原発の運転差し止めを求めていました。これは、福島事故と3年後の深刻な現実を踏まえ、地元・福井県をはじめ全国各地での粘り強い世論と運動の広がりを反映したものにほかなりません。

安倍政権は、今回の判決を真摯（しんし）かつ重く受け止め、大飯原発はもとより、全国の原発の再稼働を即刻断念すべきです。日本共産党は、一点での共同を広げて原発再稼働を許さず、「原発ゼロの日本」を実現するため、いつそ力を尽くすのです。

2014年5月22日(木)

大増税政治ストップ 「戦争する国」づくり許さない
日本共産党大演説会
 日時 7月6日(日)
 午後1時半開演
 ところ 奈良文化会館
 国際ホール
 笠井亮衆議院議員
 奈良県議会議員(同予定候補)

北黄金貝塚史跡公園

先日、伊達市の北黄金貝塚史跡公園を視察してきました。平成十三年に完成した縄文時代の遺跡公園です。

この遺跡に長年かかわつてこられた大島直行（伊達市噴火湾文化研究所所長、札幌医科大学客員教授）さんから情熱的な説明を聞かせていただきました。

「『縄文人は、物質的な豊さよりも、自然との一体感を享受する事に豊かさを見出していました。』この縄文文化を、次代を担う子どもたちに伝えていく事を考えてきました。観光客をたくさん集めるという発想はありませんでした」という力強い言葉は印象的でした。